

攻めの農業実践緊急対策事業

都道府県事業計画書

事業実施主体名:福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

事業実施年度:平成26年度～平成27年度

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

策定： 26 年 6 月 11 日
変更： 26 年 7 月 3 日
変更： 26 年 8 月 22 日
変更： 26 年 9 月 17 日
変更： 26 年 9 月 30 日
変更： 26 年 12 月 3 日
変更： 27 年 1 月 16 日
変更： 27 年 2 月 2 日
変更： 27 年 3 月 12 日
変更： 27 年 4 月 28 日
変更： 27 年 6 月 10 日
変更： 27 年 7 月 15 日
変更： 27 年 7 月 31 日
変更： 27 年 8 月 13 日
変更： 27 年 9 月 3 日
変更： 27 年 9 月 28 日

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

福島県は原子力災害により、一部の農作物の作付、出荷が制限されているとともに、安全な農産物であっても買い控えが起きるなど、生産者等は大きな損害を被っており、農業をとりまく情勢が震災以前とは全く異なる状況に置かれている。
また、農業者の高齢化や担い手の減少、米をはじめとする農産物の長期的な価格低迷等により、小規模個別経営による営農が困難となっている。
そのため、単に震災前の状況に戻すだけではなく、今後の本県農業を見据えて、担い手の経営発展と収益性の高い地域農業の確立に向け、担い手の育成と農地の利用集積を進めるとともに、効率的な機械の導入等による生産性の改善や収益性の高い需要に即した作物の導入を図る必要がある。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

水田フル活用等に資する作物の低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、さらには高収益作物等の導入を総合的に支援する。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

地域で進める攻めの農業を実践する取組を後押しするため、水田フル活用をはじめ、改革に取り組むあらゆる営農を対象に、効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械の導入や既存機械の再利用等を支援する。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

条件不利地帯等における高収益な生産体制への転換を推進するため、収益性の高い作物への作付転換に必要な機械・設備の導入等を支援する。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

効率的流通加工体制づくりに向け、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な設備の導入等を支援する。

第6 平成26～27年度事業計画総括表 基金造成額 1,273,636

計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)				都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組の実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		
都道府県協議会 (①)					10,000	10,000
地域協議会合計 (②)	340,051	277,885	249,483			617,936
福島市地域農業再生協議会	18,982					18,982
伊達市地域農業再生協議会	17,100					17,100
桑折町地域農業再生協議会	12,300					12,300
国見町地域農業再生協議会	24,200					24,200
大玉村地域農業再生協議会	4,650					4,650
川俣町地域農業再生協議会	468					468
すかがわ岩瀬地域農業再生協議会	4,268					4,268
石川地方農業再生協議会	6,375					6,375
矢吹町農業再生協議会	1,500					1,500
会津若松市農業再生協議会	8,100	6,500				14,600
喜多方市農業振興協議会		22,000	22,000			22,000
会津みどり地域農業再生協議会	22,860	186,402	170,000			209,262
只見町農業再生協議会		15,741	15,741			15,741
南会津町農業再生協議会	9,000	41,742	41,742			50,742
相馬市地域農業再生協議会	40,500					40,500
南相馬市地域農業再生協議会	20,248					20,248
広野町地域農業再生協議会	3,200	5,500				8,700
新地町地域農業再生協議会	11,700					11,700
いわき地域農業再生協議会	134,600					134,600
再編事業者合計 (③)				522,500		522,500
伊達みらい農業協同組合				350,000		350,000
会津いいで農業協同組合				67,500		67,500
会津みなみ農業協同組合				105,000		105,000
合計 (①+②+③)	340,051	277,885	249,483	522,500	0	1,150,436

注： 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

取組の明細（総括表）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

第 1 取組の総括表

（単位：円）

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	4	都道府県協議会として執行する事務費	10,000,000	10,000,000	該当なし
2	3	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（トマト）	226,800,000	105,000,000	16,800,000円
3	3	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（柿）	756,000,000	350,000,000	28,000,000円
4	3	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（野菜）	145,800,000	67,500,000	5,400,000円
合計			1,138,600,000	532,500,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

次の優先順位で承認する。2 → 3 → 4 → 1

注：攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	福島県水田農業産地づくり 対策等推進会議	整理番号	1	分類	4
取組名称	都道府県協議会として執行する事務費				
当該取組に係る 助成金額	10,000,000円				
対象作物	-				
対象者	-				
助成上限額	10,000,000円	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 <input type="checkbox"/> 事業の推進・指導 <input type="checkbox"/> 業務方法書等に定められた書類作成 <input type="checkbox"/> 申請内容の確認 <input type="checkbox"/> その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表 2 の事務費の範囲内				
要件の確認方法	<input type="checkbox"/> 経費の必要性 <input type="checkbox"/> 委託先や発注先選定の妥当性 <input type="checkbox"/> 価格等の妥当性 <input type="checkbox"/> 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

取組の明細（個票）

再編事業者名	会津みなみ農業協同組合	整理番号	2	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（トマト）				
当該取組に係る助成金額	105,000,000円 （仕入れに係る消費税等相当額※16,800,000円）				
対象作物	野菜				
対象者	—				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内。）。</p> <p>2 助成対象機械は、 外部・内部センサ、自動箱詰め制御装置、小箱段積装置とする。 ※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p>				
備考	<p>【取組要件】</p> <p>1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。</p> <p>2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。</p> <p>【要件の確認方法】</p> <p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細（個票）

再編事業者名	伊達みらい農業協同組合	整理番号	3	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（柿）				
当該取組に係る助成金額	350,000,000円 （仕入れに係る消費税等相当額※28,000,000円）				
対象作物	果樹				
対象者	—				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内。）。</p> <p>2 助成対象機械は、 皮剥き設備・専用運搬車・搬送ライン・回転装置・空調設備・乾燥庫・専用カゴ車・センサ設備3条・選別設備・製函空箱供給設備・包装設備3ライン・管理設備・衛生設備等とする。</p> <p>※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p>				
備考	<p>【取組要件】</p> <p>1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。</p> <p>2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。</p> <p>【要件の確認方法】</p> <p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細（個票）

再編事業者名	会津いいで農業協同組合	整理番号	4	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成（野菜）				
当該取組に係る助成金額	67,500,000円 （仕入れに係る消費税等相当額※5,400,000円）				
対象作物	野菜				
対象者	—				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内。）。</p> <p>2 助成対象機械は、 選別設備一式、真空予冷設備一式とする。 ※ 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p>				
備考	<p>【取組要件】</p> <p>1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。</p> <p>2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。</p> <p>【要件の確認方法】</p> <p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。